

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先）京都市知事		平成23年 9月29日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市左京区吉田本町		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 国立大学法人 京都大学 学長 松本 紘 電話 075 - 753 - 7531					
主たる業種	大学	細分類番号	8   1   6   1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	温室効果ガスの排出量を平成22年度を基準に、平成23年度から平成25年度までの3年間の年平均3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	環境安全保健機構長を委員長として、環境・エネルギー専門委員会において削減計画をすすめ、エネルギー管理、排出量削減計画の企画及び実施を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	92,154.2 トン	90,870.5 トン	89,540.4 トン	88,210.4 トン	-2.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	93,755.2 トン	92,471.5 トン	91,141.4 トン	88,210.4 トン	-3.4 パーセント	
目標の根拠		H20年度より行っている環境賦課金制度において、H23年度も同様に効率よく削減できるESCO事業の導入の他に、照明設備のLED化・空調設備の効率化・換気設備の効率化・熱源設備の効率化等を行い基準年度比で年平均3%の削減を目標とする。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	大学	事業活動に伴う排出の量 (建物延べ面積×1/1000)	85.23	84.04	82.81	81.58	-2.8 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		温室効果ガスの排出削減目標と同様に、賦課金事業において、前年度比1%の削減を目標とする。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		104.0 パーセント	104.0 パーセント	108.0 パーセント	108.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理、省エネ改修(空調・照明他)工事					
	(24)年度	機器の適正な運転管理、省エネ改修(空調・照明他)工事					
	(25)年度	機器の適正な運転管理、省エネ改修(空調・照明他)工事					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	いちにちいちエコとのキャッチフレーズで、即実践可能な環境配慮行動として、交通機関の利用、近場へは徒歩や自転車での移動を促している。					
	上記の措置を採用する理由	大学における社会的責任として、様々な点の環境配慮行動をアナウンスしており、上記はその内の一つとなっている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	-1601.0 トン	-1601.0 トン	0.0 トン	国内DCM売却		
合 計	-1601.0 トン	-1601.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地球温暖化に関する様々な公開講座等を実施した。						
特記事項	H21年度で約35,000㎡の新築があり、H20～22年度の平均を取ることが実態に合わないため、H22年度単年度を基準年とする。評価の対象となる排出量の基準年度排出量は、基準年度(H22年度)に売却分の国内クレジット分(1,601t)を加算した数値。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。